

ぞうけつかんさいぼういしょく

造血幹細胞移植等による、

ワクチン再接種費用助成のお知らせ



釜石市では、造血幹細胞移植や化学療法等の医療行為により、医師から過去に受けた定期予防接種の効果が期待できないと判断され、ワクチンの再接種を受ける必要がある方へ、接種費用の一部を助成します。

※助成を受けるためには、**再接種を受ける前に申請が必要です。(裏面参照)**

※この制度によるワクチン接種で、**重篤な副反応が生じた場合は、医薬品の副作用による健康被害として、独立行政法人医療機器総合機構法による救済制度の対象になります。**

※救済制度について詳しくはこちらをご覧ください。



■対象者(次の全てに該当する方)

- ・造血幹細胞移植を受けた等、特別な理由により、これまでに受けた定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断された方。
- ・再接種時において、釜石市に住所がある20歳未満の方。

■対象となる予防接種(※印のいずれにも該当するもの)

五種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオ、ヒブ)	不活化ポリオ	麻しん風しん混合
四種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオ)	ヒブ	水痘
三種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風)	小児用肺炎球菌	日本脳炎
二種混合(ジフテリア、破傷風)	B型肝炎	子宮頸がん

※治療前に接種した定期予防接種の再接種のうち、医師が必要と認める予防接種
⇒例えば、2回接種で完了となるワクチンを、1回しか受けていない場合は、1回のみ助成対象になり、2回目の接種は自己負担となります。

※令和6年10月1日以降の接種

■助成方法 償還払い

- ①市に再接種の申請をする
- ②医療機関で予防接種を受け、接種費用(全額)を支払う
- ③市に償還払い(払い戻し)の申請をする。

■助成金額 再接種にかかった費用

(ワクチンの種類ごとに定めている上限額を超えた場合、差額分は自己負担になります。)

■必要書類など

必要書類や、申請、接種、償還払いのながれは**裏面をご覧ください。**

申請から再接種、償還払いまでのながれ



赤ちゃんや子どもの頃の 定期予防接種歴

(過去の接種で、
母子健康手帳に記載あり)



①造血幹細胞移植等の
医療行為を受ける



免疫消失・低下
予防接種必要!

②まずは釜石市へ相談。必要書類を用意し、再接種の申請をする



Point 再接種を受ける前に市に連絡を!!

市への申請時、主治医の意見書が必要です。意見書の様式を医療機関に持参し、作成してもらいましょう。

★再接種前の申請に必要な書類

- ①釜石市特別の理由による予防接種の再接種費用助成申請書(様式第1号)
- ②釜石市特別の理由による予防接種の再接種費用助成に関する意見書(様式第2号)
※意見書の作成にかかる費用は自己負担になります。
- ③これまでに受けた定期予防接種の履歴が確認できる母子健康手帳の写し

③釜石市から再接種
決定通知書がとどく



④ワクチン再接種
(任意接種)を受ける



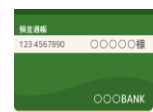
一旦、費用を医療機関に
支払う。領収書を紛失しないこと!

⑤釜石市へ再接種費用助成
申請をする



領収書と、母子健康手帳を
忘れずに持参しましょう。

⑥釜石市から
費用が助成される



★再接種後の申請に必要な書類

- ①釜石市特別の理由による予防接種の再接種費用助成金交付申請書(様式第4号)
- ②再接種費用の領収書
- ③再接種を受けた履歴が確認できる母子健康手帳または予診票の写し

★申請等に必要な各様式は、市ホームページからダウンロードできます。



【問い合わせ・申請先】 釜石市保健福祉部健康推進課

釜石市大渡町3-15-26 保健福祉センター2階 ☎0193-22-0179

